

1970年第81回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 12月17日(第4日目) 午前10時00分開議
午後4時42分散会

2. 出席議員(21名)

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 稻 瀬 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 楯
11番 安次富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 藤 原 孝 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉那覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 吉 波 蔵 清次郎

3. 欠席議員(1名)

伊 佐 雅 仁

4. 理事説明員

市 長 崎 間 健一郎	助 役 沢 砥 安 一
収 入 役 伊 原 好 未	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 吉 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 藤 原 盛 真	都市課長 新 庭 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固定資産課長 武 島 正 孝	

水道部長 仲村春盛
会計課長 天久 実
下水道係長 和幸慶朝彦

営業課長 奥里将弘
工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 木吉健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(部中時) 1970年12月17日(木曜)

日程第1	一般事項
日程第2	議案第1号 下水道施設管区二期新築 工事制の開始規則
日程第3	議案第2号 1971年度下水道施設管区 工事補充予算
日程第4	議案第3号 1971年度下水道施設管区 工事補充予算の追加 予算

日誌第5. 議案第5号 通野橋市の市電線交の件

日誌第6. 議案第6号 1970年度通野橋市水道事業
会計決算報告の件

日誌第7. 議案第65号 1971年度通野橋市水道事業
会計決算報告の件

日誌第8. 議案第2号 和歌山県水道施設改善
の件

日誌第9. 議案第5号 人権擁護委員の推薦
の件 意見書の提出の件

日誌第10. 議案第8号 議員の会合時録の
新修版の件

日誌第11. 議案第2号 期定当の特別に用いた
例の件

日誌第12. 議案第13号 1971年度通野橋市一般
会計決算報告の件

議 長

出席議員17名あり。市町村自治法
第53条の規定に則し、議会は成るべきにあり
と。ついで、今日、第4日目の会議を開き
(午後10時)

議 長

日程第1. 一般質問を行なう。本日午後5時
山本朝保君の142の質問を許す。

15番

行き詰りに陥る道路。開設の件は、この
間には、この道路を建設し、62年
に、数箇中学校が新設される。その際、この
は、この道路の建設が必要であるが、学校
の新設と、この道路の切断と、この
当時の、この不自由な状況に、この
建設が必要である。この個人と個人との問題
に、この教育行政の（取組不能）地盤側
も、地域住民も、この反対の立場に、この
思っている。建設は、この道路の切断
と、この建設の行きつ、この状態に、この
地盤側は、4、5年前から、沖縄格闘の方から、土地を
買っている。そして、この整理も、この
言っているが、この1件の家も、この
そして、この方から、土地の買取りも、この道路の
で、この家を、この建設の困難から、
このため、この道路を早くつくって、この代
の道路を新設して、この。この風を、この

15 番

此の如き事は、此の如き放つては、
特別に、此の如き道路と、此の如き地域住民
も、此の如きと思つて、此の如き改革
は、此の如きと、此の如き希望は、此の如き。

此の如き道路は、此の如き、此の如き
が、此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、

此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、

此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、
此の如き、此の如き、此の如き、

又此に引いて、当時の建設課の方で市道認定も
 又たいおりにしたし。又その言った費用とか計画を
 全部同一に持つて、その関係上、都市計画と同一の
 組織に引き継ぐことになり、その当時の設計
 計画がどうなるか。都市計画の方では、その方
 が一応建設課から都市計画課へ、その路線を一
 概設計して、そのこと。敷削費等の計画を持つ
 ておられる。又そのこと、そのこと、そのこと、
 がどうなるか。都市計画と同一は、設計致して、一
 建設課に引き継ぐことになり、そのこと、そのこと、
 設計担当課の都市計画と同一は、補償金の支払に
 ついては、土地承諾書に基づいて設計して、その
 補償金の支払に、そのこと、そのこと、そのこと、
 尚市道認定に、そのこと、そのこと、そのこと、
 大まかにあり、そのこと、自治会と十分協議が、その
 こと、そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、
 そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、
 今後自治会とも協議致して、そのこと、そのこと、
 熟知して、そのこと、そのこと、そのこと、

15 番

今、私が申しあげたことは、土地を確保して、
 そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、
 設計を、そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、
 申しあげたこと、そのこと、そのこと、そのこと、
 なること、そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、
 が、最初の新築計画と、そのこと、そのこと、
 なること、そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、
 なること、そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、
 なること、そのこと、そのこと、そのこと、そのこと、

の長、バジ亮館とれは場合には変更さしおいる。その
ため、この整理金もかたが、功いと言ふべきです。

都訂課取

私といは、当初の二は、一寸解りかわりまふ。た
かと言ひは、前課取から引継いとも和りまふし、
研心も申し上げ難い人といふけれども。

15 番

二は、貴方がよく二は、人といふけれども
当初の係員は、側面にかつた方がおしと思ひま
す。だから、若しやとすれば、その方々で解り範囲
内の答弁をいとも知らぬといふ。

課 長

休憩 11時 (午前10時19分)

開講 11時 (午前10時21分)

15 番

1番の問題は、間違致し。1つ言ひ忘れた
事がありまふ。質問致し。同じ小学校の敷
地の折の最初の同格に55に、学校の運動場はな
り。その、その、理取(聴取不能)側、このも地域
住民の困り。その程度は、その、その、その、
車又又、運搬は、その、その、その、その、
その、その、その、その、その、その、その、
今後市会の方、和願ひ。二は、新設の条件
は、その、その、その、その、その、その、
路、その、その、その、その、その、その、

244
之イおりにする。セイも今から後の製糖時期に
なる。ニニ車から入れた出来の。セイも
セイも支障を感ないおりにする。率直に
ツル間から進展させたい。ハズカズハズカ
望む。

議 決

休憩 12:10 (予定 10時 23分)

再開 12:15 (予定 10時 25分)

議 決

15番の山本朝保君の答弁の事。青読を
続行したいと思ふ。

議 決

次に19番を那八行紙展の34.4の質問を
し。

19 番

防犯灯の設置計画について質問をいたす。
去つた9月の熊川会にも、その案について
お尋ねした。答へあり。今後検討する
答へに待つ。その後の様子に
検討をいたす。

厚生課 決

防犯灯の設置について。市の中を自治会等
が設置計画をたてる。市の中を研中会
検討する意味を解いて。市の中を
市の中を

予算にたつては、我ら右と大山の一派 終つてい
 ります。二水は去つた三月の予算の事のため、71年度の予
 算に計上する場合は、工事費不足報告を添へて、和
 平の事のため、各水に基いて予算に計上してございります。
 各水は我ら右と大山の一派 終つていります。各水は後
 進志望の皆さんもこの新案に水は和らひますが、各
 事業は執行に水は和らひせん。各水は各行政に水
 設置新案を水は和らひる場合に、理定に和らひる。三月
 までの、次年度の予算に計上する水は和らひる。各水
 設置新案を出す様になつて和らひる水は和らひる。各自
 治会に和らひる水は和らひる。次年度の各水は和らひる水
 案が和らひる水は和らひる。水は和らひる水は和らひる。各水
 案に和らひる水は和らひる水は和らひる。

19 番

二水は、今の各水は和らひる。自治会別の中
 請に和らひる水は和らひる水は和らひる。各水は和らひる
 水は和らひる。各水は自治会別の中請に和らひる水は和らひる。
 各水は和らひる水は和らひる。各水は和らひる水は和らひる。

厚生課長

自治会に和らひる水は和らひる水は和らひる。各水は和らひる
 水は和らひる。各水は和らひる水は和らひる。各水は和らひる

19 番

行政指導に和らひる水は和らひる。自治会別の中
 請に和らひる水は和らひる。各水は和らひる水は和らひる。

厚生課長

物に入。あるところから市の方で調査したところ住民
との懇談会をしたところ、出席は11名とあると聞き
たところあり。その中から、一応出席したところ
から、何れも出席したところと聞き、その中から
あるところ、東区に連絡したところ。その中から
あるところ、補正の案があるところ、一応説明をしたところ
住民にも納得のいくところ。その中からあるところ
と聞き、その中からあるところと聞き、その中からあるところ。

19 番

余計な。大山から奥志野と菅野間を巴か
ら調査されたところと聞き、その中からあるところ。
大体防犯灯は防犯防止と聞き、向て非常に重
要な施設と聞き、理解したところと聞き、その中から
菅野間一色から野高3色に付けたところ。自前
車も他人から盗られたところ。その中からあるところ
と聞き、その中からあるところと聞き、その中からあるところ。
菅野間一色あるところ野高3色から道路の舗装
されたところ行政色の人と聞き、その中からあるところ。

厚生課長

二水防犯灯はつきりとは、街灯と防犯灯と
混同すると思ふところ。いなかの街灯は和風では
街灯と聞き、あるところ、一応補正の案を出したところ
と聞き、その中からあるところと聞き、その中からあるところ
と聞き、その中からあるところと聞き、その中からあるところ。

19 春

松の南に於ける。街灯の各通に於て、又別の
は、やう言ふとせよ、具体的に計画を進め、
又、いかに説くべきか、やう言ふと、確率は
高し。しかし一寸位、街灯に於て、難しいと言ふ面
がある。どうも、この防犯灯を付けてもらふこと
市民からの要望が強い。研究の形に計画を進め
て、いかにいかにいかにいかにいかにいかにいかに
今後、計画、やう言ふものを、お南に、いかにいかに
する。

厚生課長

防犯灯の理花の、あつた。やう言ふ要
望が強い。神田を、あつた。あつた。あつた。
あつた。あつた。あつた。あつた。

19 春

若し、説くべきか、あつた。あつた。あつた。
あつた。あつた。あつた。あつた。

厚生課長

種類に於て、あつた。あつた。あつた。
あつた。あつた。あつた。あつた。
あつた。あつた。あつた。あつた。
あつた。あつた。あつた。あつた。

19 番

市会に付何の事か。二の言の問題は
1. 市会は20区に行政区があるが、行政管
理を各自治会に任せようといふ案が
ある。

市 会

各自治会は、何れも1104。その言
を2区に1区に市会を呼んで下さうと申し上
げられている。

19 番

市会に今3区に行政区。

市 会

自治会の方から3区に申し込めばありせん。

19 番

16年にも「説」がある。1件も「説」がある。
次に4の質問に入ります。住民評議会に和南
区に「説」がある。今軍関係の労働者の非合
合性について。離職を余儀なくされた方の手
当りの事がある。南に「説」がある。本年3月頃
も一方規模の離職者が出たといふ事がある
といふ。その離職者対策を各町村に
譲渡する。離職後の生活対策、その生活指
導の面についても指導態勢をとりわけ、い
か「説」がある。その指針は対策の「説」の
問題がある。いふ事がある。市会に「説」がある。国勢調査

このことを注意していただくようにお願いいたします。

Blank lined area for writing.

市長

はり今々こそ持たしとりたい。

19 番

市小中市民相談室の中心解決をいいたく人に
を言ふべきではない。 ～市長(はり)

19 番

去つたお小中政府等と相談をいながら進め
たこと人々言ふに橋をたつたといつたりして
お後政府におつたは若御向易談をい言ふ
はるべきに行つた。い言ふ問題を具体的に
お人にお聞ふべきといふ言ひをした。

市長

具体的に聞ふにはありやせんか。政府を
い言ふ。新聞等におつた場合におつた離職者
い言ふ。今国会におつた。い言ふ問題におつた
い言ふ。い言ふ方面におつた。い言ふ言ふを
答へたい。

19 番

市長は法的な根拠をおつた。い言ふ対策
お設置をい言ふ。い言ふ。い言ふ。い言ふ
理解をい言ふ。

市長

一応この問題の合計はい言ふ。設置を
い言ふ。い言ふ。い言ふ。い言ふ。い言ふ。
い言ふ。い言ふ。い言ふ。い言ふ。い言ふ。

議 案

次の20番伊佐稚小舎の1.2の箇所を新設す。

20 番

2番目の保育所設置の問題からお伺いします。大体昨日7番と人の市有地の問題の中、その間の設置する人々と、その設置場所にかいも具体的に答弁がありました。その英は抜いて他の方。2.3英市史に同じです。

今市野津市の2つの保育所が出来たりする。最初の野高の保育所。2月番の大山の保育所だと記憶している。大山の保育所が出来たら、その地位はあります。

原 田 祥 次

4年になる人だとおもうと思います。

20 番

二水からお伺いします。今市野津市の市民の中で、川の中3英歳がとる方が大部あります。保育所に入所して、その中にも、満員だと、その個人を親戚の隣近所、あるいは他市町村に引越して、子供を預ける仕事が行われるのが、大部おぼろげに思っています。4年か、一週に保育所が出来たら、その言が多くなる。急ぐ要する格好市民の要求。二水に答えて、大光と一と一とあると、私の解は1711日です。その市史に同じです。その中で、今後毎年14番所の設置は1711人だと。その言は要するの目標は、その言は、あります。

市長

この間の福祉施設は計1311件、出費は市の
市民の満足は、総じて高く、市と
との問題は、財政の問題はあり、
市の財政は、ある程度、ある程度、
法律を17の法改正、11の改正、
協会は、特に保育所と、14所あり、
7.001位の赤字を出している、
都府と、相当の赤字が出ている、
市の財政は、ある程度、ある程度、
と、ある程度、ある程度、
と、ある程度、ある程度、

20番

この赤字は、ある程度、ある程度、
保育所と、ある程度、ある程度、
と、ある程度、ある程度、

市長

これは、ある程度、ある程度、
と、ある程度、ある程度、
と、ある程度、ある程度、

20番

これは、ある程度、ある程度、
と、ある程度、ある程度、
と、ある程度、ある程度、

之を促進せんとす。政府に要求し、いよいよ、この「沖
 籠の市所打合」も、ありまふ。之を通じ、強力の
 市所行政の未端行政、或は未端市民の要求を通ずる
 ため、之を言うことが、通意を求むる、と言ふこと
 は、之を未だ人へ、之を言ふから、と、強力
 の折衝の必要あり。

市 長

二市の立地、或は土地の譲渡も、おぼしめされ、
 之の美に、おぼしめされ。二市の大変、おぼしめされ、
 之を、おぼしめされ、おぼしめされ。

20 番

之を、おぼしめされ。今後、之を、おぼしめされ、
 之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ、
 之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ、
 之を、おぼしめされ。

市 長

之を、おぼしめされ。

20 番

次の1番、橋梁設置、おぼしめされ。2, 3 相同、おぼしめされ。
 交通、おぼしめされ。去年、おぼしめされ。今年、おぼしめされ。
 之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。
 之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。
 之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。
 之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。
 之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。
 之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。之を、おぼしめされ。

民の生命を交通事故から守るべく人びとを連帯さ
らせようとする早急な陸橋横断歩道を設置しなされ
ばならぬ人びと。私は考へておる。当局の
基本的な考へ方を初回こそ變へよう。

本 案

この問題に対しては、現年度の予算に於て政府に
要請入水もする程の折衝は既に済ませ、当初は
予費不足を言ふ風にして、予算の都合を削ぐ水不
足を言ふ言ひをする。特に陸橋に対しては、通電
と通料を考へておる。一応申請は相済か
才一審目の大謝名三又路、小水より大山の三又路、
若狭間の三又路。この三つが主要な。又途中の陸
橋と大山のバス停留所の横断。その言ひを以て計
算致しておる。年次の収入は小水進めるといふ考へ
の持ったおる。折して予算の政府の補助金の予
算も大分削ぐあり得る。政府の補助金は削ぐれば
赤字増大の。この難分しい言ひをあり得る。小水今
年度の流れるは小水も。次年度も又出ているあり得
し。獲得の努力はこれと考へて思つておる。

20 番

この中政府の80%の補助金とを新橋170
万円。石原の戦政的には、卒業事業と考へて
おる。不合理的にあつた。小水政府の戦政支出は困
難だと思つておる。おる言ひは小水の中は小水の陳
情行政をあり得る以上は初年度も、おる言ひは
これより10%獲得を考へて思つておる。折用紙上
を打つておる。この中2番の通り、おる言ひ。与打至町

ありとも、その點に誤置する人だと言ふことは、あつたや
うに言ふことが、特にツイヤ同題、中頭を中心に、
前八の點が、中心地をさすといふ。據來になつたと言
う並行の、今この段用したといふと言ふことは
行政所衝の弱さと言ふこともあつたといふことが
と感ぜられる。その言ふは、他の方と違つたのは、
積極的行政所衝をいふ人だ。その言ふ
強りを持つてありやうか。

弁 長

持つてありやうか。

20 番

あつた、其れと同じに、最初の又の誤置し
ていふ人だと言ふ構想もあつた。

弁 長

大新聞の又路をいふありやうか。

20 番

場所、誤置の大新聞の又路、その中、係の
原因は同じに、その言ふことは、その言ふことだ。

弁 長

その言ふ、その言ふ、その言ふ、その言ふ、その言ふ、
新聞の結果、その言ふことだ。

415台。車両台数に1734.29.612台。4.14PK
 64台の軽車両のありあけでも、4中々大謝名
 交又点。横断者1,912人。自動車は48.410台
 と言ふこと。若くは交又点に於いては、市街地
 から来た場合、コト地方から来た場合。若くは
 署前を横断して渡ると言ふこと。又あるは
 30号線。何れ大謝名、新八方面から降りる
 場合の横断を1211。バスが直接降りて、同
 様に通過して行くもの。その言ふ上面の合計
 1173と言ふこと。又従来大
 謝名交又点を1211。3年前から大
 謝名。市街地。折衝して113間以上、その
 資料から1734。割方半合位にありあけ
 ても、その言ふ上面を考慮して言ふこと。過去
 の実情があること。問へば1211
 次第にありあけ。

20 番

10番も一、大謝名に於いては1730.11の
 173.大謝名と言ふ場所を決めて折衝して12人から
 4の事前。今もその言ふこと。又113人と言ふ
 こと。その過去からその言ふこと。折衝して
 言ふことは全端から言ふこと。ありあけ。中
 間1下。折衝して1211。10名。15名
 づつ1月中にありあけ。年々その言ふこと
 横断者道の距離が長くなる。信号が減少して変
 31.11.相当して、一生懸命に人々を渡すこと
 称して状態にありあけ。その言ふ実情にありあけ。
 市民の実情に合ふこと。その言ふこと。ありあけ。

策. 此の言は凡の又の. 此の言は基本の問題は又
の心くべき也と新日考之と有りす也. 此の言は是
の言考之とす也.

新日評長

所指摘の條は 此の言は是の言考之とす也. 此の言は
事の特別団体は是也. 此の言は考慮出来ぬと云
ふ也を言しも是の人とす也. 中味は此の言は
政府の新日評長の言考之とす也. 此の言は
此の言は是の言考之とす也. 此の言は是の言考之
とす也. 此の言は是の言考之とす也.

20 番

此の言は是の言考之とす也. 大謝名を 1 番は持て
此の言は是の言考之とす也. 此の言は是の言考之
とす也. 此の言は是の言考之とす也. 此の言は
是の言考之とす也. 此の言は是の言考之とす也.
此の言は是の言考之とす也. 此の言は是の言考之
とす也. 此の言は是の言考之とす也. 此の言は
是の言考之とす也. 此の言は是の言考之とす也.
此の言は是の言考之とす也. 此の言は是の言考之
とす也. 此の言は是の言考之とす也. 此の言は
是の言考之とす也. 此の言は是の言考之とす也.

新日評長

此の言は是の言考之とす也. 此の言は是の言考之
とす也. 此の言は是の言考之とす也. 此の言は
是の言考之とす也. 此の言は是の言考之とす也.
此の言は是の言考之とす也. 此の言は是の言考之
とす也. 此の言は是の言考之とす也. 此の言は
是の言考之とす也. 此の言は是の言考之とす也.

20 番

冒稱の11件。そのうち政府のほうから40.13.11
款あり。出来たら1号線から先はしりさいせいの
日頃の款あり。あつた市の方を11件をうきうき
の方からつた。今後やはり大朝名だと言う=とを頭
にたつた10進行させたいと 外中たつた中。

都新評談

1 21日。72年予定個所を去つた11月6日の申請
にござりまする。出来れば同=から設置したい
と希望する。

20 番

21日 今から板の4万市民の普及間商材から
多くの陣情のせいではなから先は13と要求の
出来たらうらうら。

都新評談

設置変更禁止を得たいと思つた。

20 番

21日 話あり。

議 会

次の19番を新に行帳表の4つ質問の計3答
併せて求めた。

庶民評談

21日 老齢者 2,491. 合計 2,218人

19番

＝中の全部算と書いておろし人取付とす。又付と
ゆう言ふ事合ふ事と解して可い事也。

住民課長

はのやうにす。

課長

次に15番山本朝作君の2の申請に付する答弁を
許し可い。

建設課長

＝中の松田直隆君の1の申請をせん、職員
から聞かぬ範囲内と回答をす。實は＝中の針
垂しの場合には、直垂と針垂はあつたやうにす。が
中一の筋と針垂のやうに一寸針垂のあつたやうに
と書ふ＝せん。右側は専ら位置変更を以て言ふ＝と
す。中一の15番君の加へてAとBの關係
とす。＝中はAの地主は全然溝地はありせん
の中也。中一の3から旧道路が通つたありと書
う針垂はあつたが、際には18坪しかあつたやうに
言ふ＝せん。中一の1＝筋位置変更を當時の同
治令長と人に通知したと書ふ中一のあり可
の中也。＝中のAの土地にもおつたして、旧
道路のあつたもつたから、一筋の位置変更の通
知はしたと書う職員の話しがござい可い。

15 番

今のうちで言ひて。都計課のもの。B 2 人のもの
 だが。5 分 7 分 11 分 3 分。= 4. = 小の連絡する
 もの。これと考へて。併せて両方から取ら。今
 中の言中では。この「」の「」で。取ら。然し片一方
 の切水。片一方は切水。1 分 11 分と考へて。= 4 分。(取ら)
 当該設計課のもの。設計変更。これ。B の責任者
 連絡する。この連絡。1 分 11 分。今も。後所自体
 が。無効。破。新設計。この連絡。1 分 11 分。

建設課長

二中の最初設計。3 分 11 分。地主の承諾。5 分
 11 分。取ら。1 分 11 分。と考へて。設計。1 分 11 分
 1 分 11 分。今も。1 分 11 分。B と考へて。地主の方。灌地
 が。38 坪以上。1 分 11 分。= 小の自治会。長
 設計。協力を得て。今も。1 分 11 分。と考へて。思ひ
 地。B と考へて。灌地。1 分 11 分。と考へて。1 分 11 分
 1 分 11 分。今も。1 分 11 分。と考へて。1 分 11 分
 1 分 11 分。衆部。両方。同じ。標。灌地。1 分 11 分
 1 分 11 分。二。今も。1 分 11 分。と考へて。1 分 11 分
 1 分 11 分。

15 番

今の当務の責任者の言。1 分 11 分。例。1 分 11 分
 1 分 11 分。設計。変更。1 分 11 分。申請。1 分 11 分。今
 の責任者。1 分 11 分。変更。1 分 11 分。通知。1 分 11 分。建
 設。1 分 11 分。1 分 11 分。1 分 11 分。1 分 11 分。= 1 分 11 分
 1 分 11 分。

運送料

これは、一筋通れをすべきだと思つて。しかし
工事の概算の係の考へ方と1317は、これは旧道から
1317もいかにいふべきかと考へ考へ方といふか
と思つて。

15番

これは、工事の了解を求め市に申請するとは
どういふ。地元の了解を得るに限りある方は
これは納得する。これは出来ぬと思ふ人です。
だから今考へ方があつたといふのは、勝手なことを
ついてもいふと考へるべきを考へていふべきだ
がしかしある方が、こゝ考へるべきをやつた
これは尚ほ問題があるといふ。知らぬから
つてあつた。だから今38坪合の土地は
AとBに分けて振り分けする。これは
現地在場の中を分けていふことが証拠になる。
だから今考へたのは、ある方には解らぬ。そ
ういふことを考へる。これはあり得るかも知ら
ない。だから今考へた運送料の初回は
振り分け道路を考へていふ自体が思ふ
人。

運送料

これは十分と思つて。

15番

今般のあり方といふ。市会を考へて
しる。これは現地の係の考へ方といふ。当然

新選の意がいつかと言ふこと。余初答はいつか
が言ふが。市会とては、中々言へばどう言ふお考
えを維持するが。

市会

今の市会に於ては、長(解)りやせん中
も。今後ともいつか言ふことなる様にと
いふことと思ふ。

15番

今後言ふことなる様にと
いふこと言ふこと。大いに
する問題の感は受けるが。今
の市会に於ては。

市会

今の問題に於ては。市会
の問題を以て
と思ふ。

15番

だが市の手通中にある
答を以てしては。

市会

今の市会に於ては解決
は解決してはと思ふが。今
の場合。今市会に出す
言ふこと。現在解決は
非常に難しい。

15 番

昔から話し持ちよってわりの事。だがしり
=水の難い。その中が流中にある人
の事。私も今日初めて貴方の話しする人
の事を知りたす。

市 長

その自治会長の人も色々集ってわりの事
の事。自治会長の事は。=水の部格の問題
だとお話しする。

15 番

いや。=水の技術の設計変更の事は
=言う問題の所からいふ人だ。その中
の事。その事。その事。その事。その事。
その事。その事。その事。その事。その事。

その事。その事。その事。その事。その事。
その事。その事。その事。その事。その事。
その事。その事。その事。その事。その事。
その事。その事。その事。その事。その事。

市 長

今の事。実際の事。実際の事。実際の事。
実際の事。実際の事。実際の事。実際の事。
実際の事。実際の事。実際の事。実際の事。
実際の事。実際の事。実際の事。実際の事。

29
K 線を引いた年が3と云うことは、計1317は
はつたし、松本南111000人。今の幹線は、
際、タリテ、そのとらひも、それ、確かなと知りて人。

15 番

いざ、その中、は、=中、以、関係、に、方、を、呼、人、下、
さ、い。

議 兵

休 朝 112137 (予、第、11、時、9、分)
可 朝 112137 (予、第、11、時、20、分)

議 兵

引 籠、の、山、本、君、の、論、を、読、行、り、て、可。

15 番

=の、同、題、の、個、人、的、問、題、を、導、き、中、に、和、り、て、
が、総、計、を、う、じ、で、は、し、思、い、可。

を、甲、に、上、げ、て、は、後、所、の、設、計、を、も、つ、て、最、初、の、
設、計、か、ら、第、二、番、目、の、設、計、に、移、つ、て、功、能、に、違、う、
た、り、完、成、さ、せ、た、と、言、う、か、が、大、き、な、問、題、原、因、
に、な、つ、て、お、り、た、い、。その、原、因、は、最、初、の、功、能、に、
切、削、り、か、ら、と、言、う、は、い、。=中、に、か、い、地、を、折、衝、
を、持、ち、た、功、能、の、余、額、を、立、て、替、え、し、て、お、り、可、い、。

が、い、い、完、成、後、に、=の、問、題、が、あ、る、と、言、う、は、可、解、り、
な、い、。漸、進、的、に、お、し、て、は、3、18、研、究、の、伊、ち、に、
お、り、可、い、。18、研、究、の、半、分、が、つ、つ、と、両、方、の、地、を、も、つ、て、
く、中、に、。その、余、額、は、選、せ、と、言、う、は、可、選、型、に、
お、り、可、い、。と、う、い、う、は、お、り、可、い、。最、初、で、お、り、可、い、

2番 3番の指名競争入札ありは、随契を以て
と云ふことありませぬ。養子人の請願入札に同じ
なり。指名入札を以ては、標ありませぬ。
此に於ては、指名入札を以ては、市内の業
者優生の権利を以ては、標ありませぬ。殆
んどは、市外の業者が少なり。現在指名に於ては
市内の業者が少なり。どうも関係は、市内の業者を
優生の指名入札を行はせしむべき。其の
趣旨ありませぬ。

建設課長

市内の業者を優生の権利を以ては、標あり
ませぬ。建設課長に於ては、指名入札の
権利を以ては、標ありませぬ。

4番

各競争者より、殆んどは、ありませぬ。

建設課長

今出せしむるは、市内と社出せしむる。

4番

上社に、請願業者は、ありませぬ。

建設課長

指名入札の権利を以ては、標ありませぬ。

4番

自営の権利を以ては、標ありませぬ。

建設課長

本日は5時から出立(水)と云々。2日はあり
可人。

4 審

本日は社内出立17人可人。

建設課長

本日は一応2年の有効期間の経過により
現在有効なものは、社内可人。

4 審

本日の調査は、所轄市中の業者の
可人。

建設課長

本日の調査は10人可人。

4 審

本日は10日間の可人。市の契約条
例の民法の拘束を受けるか否かを可人。

4 審

可人。

4 審

解り可人。先程の15番の人の意向は関連す
る4番の可人。一部設計の費用は可人。おきか
れ。問題は無くなった。可人。可人。可人。可人。

地域に文ののて思いのてす。その設計
に設計料。全北の各県の総合設計に。設計
料の支払の中てす。

議 案

- 林道 12.1.3.1 (計11町30合)
- 河川 12.1.3.2 (計11町31合)

都市計画

市の支払のてす。河川の地理の考
考のてす。地理の考のてす。河川の
設計料のてす。河川の設計料のてす。
河川の設計料のてす。河川の設計料のてす。
河川の設計料のてす。河川の設計料のてす。

4 審

次の一般管内の河川公営の問題のてす
てす。河川の公営の問題のてす。河川の
公営の問題のてす。河川の公営の問題のてす。
河川の公営の問題のてす。河川の公営の問題のてす。
河川の公営の問題のてす。河川の公営の問題のてす。

都市計画

設計料のてす。河川の設計料のてす。

4 審

河川の公営の問題のてす。河川の公営の問題のてす。
河川の公営の問題のてす。河川の公営の問題のてす。
河川の公営の問題のてす。河川の公営の問題のてす。
河川の公営の問題のてす。河川の公営の問題のてす。

新訂規程

のり不足。

4 番

契約の条件の追加等により不足。

新訂規程

契約の内容を以て、任意に一部変更を為すこと。

4 番

一部変更による契約の条件あり不足。

新訂規程

のり不足。下水道の場合、内容の一部変更あり不足。

4 番

契約の条件の追加等により不足。

新訂規程

工事請負契約の条件不足。工事設計費給付要託。

4 番

定野津市契約の条件追加等により不足。定野津市契約の条件不足。工事設計費給付要託。内容の一部変更により不足。

4 番
實際施行に於ては、部落内ノ工事ノやマイ
子人共々、ニ小日事業ナリ。

都訂請出
以ハナリナリ。

4 番
トコ言フ茶圃ハ茶ノ契約ハ茶ノ、ニ小日
施行ナリナリ。

請 出
休憩ハ二ノ三(午前11時35分)
同前ハ二ノ三(午前11時40分)

4 番
大休ありて、今般地海地域ノ契約(土
地測量、ニ小日10L又3段階ノ間々、今外ノ
セキノ請單種ナリ等々ニ言フニセキ指示ナリ
ト云フハ手付ナリト問題ハナリト云フハ由
今更ナリ地域内、今更34号請出、左ノ方ハ
一前契約ナリ。10L施工ノ段階ハ、トコノ新落
内セキ等々ニ言フニセキナリナリ。今更ニ
更ナリ。或ニ程度測量ナリナリ。今更ニ
同ニ言フ指示ハ、当局ノ指示ハ、新分ハ、設計
ハ、更ニナリ(小日言フニセキ)。今更ニ
更ナリナリ。ニ小日或ニ業者ナリ言フハ、
更ニ。更ニ今更ニナリナリ。今更ニ
設計更ニナリナリ。或ニ程度ナリ。今更ニ

都計議表

業の省の課長から引継ぎの件も、その旨も
 下の位置変更の件は南の側にはありせんが北の側も、
 北側の外人住宅の特にございませぬ。北の側の引込
 みの非常の難しきと言ふは、業者と協議を致し
 ませぬ。その協議が成立したれば、北の側の位置変更をされ
 たいと言ふ話には新聞にはありませぬ。例の北の側の
 配管の勾配がきつければ、それを整へていかなる
 訳にも、そのために本工場の設置が必要であ
 ると言ふは、その問題となりませぬ。政府にも行きま
 せぬ。一応本工場設置した人から言つたら政
 府にはおかしな事、やらせませぬ。本工場の設置し
 た場合は市の管理が非常に維持管理の問題
 になりと言ふは、その事もその面種の工場
 ではないと言ふは、政府は認めると言ふは、政
 府からやらせたい言ふは、そのためにどうしようかと言
 うは、一応その旨を止むを得ないから、本工
 場の出来人から、別の方で遠慮し様々契約は
 5.000-4-10の距離は、その旨を言ふは、別に
 問題も差つたと言ふは、その旨も又協議は
 成立した言ふは、業者の言ひ合ひを一方的に
 せざるから、その旨も実際の竣工の段になり
 ませぬ。相当も人々をその旨も出している様な状
 態もありませぬ。

4 番

今準備設計の事にて、一応は測量はして人
 材が、変更しては又いいと言ふは、後に変更
 したと言ふは、事業は出来ぬ。

都訂課長

ようす。

4 番

今二日の会議の上、おきには契約の場所
の契約をせよと云うことす。今富士湖堤に
おきには、管区局請願をせよと云うことす。今富士湖堤に
別荘の場所を管区人が指定しおきと云うことす。
二日果に別荘の開設のたしんことす。二日仕事
のたしん始りたしんと思ひます。

都訂課長

富士湖堤す。

4 番

は。

都訂課長

一寸資料をせよと云う。

議 長

休憩二日(午前11時46分)

再開二日(午前11時48分)

都訂課長

入札(長月日) 1970年7月23日中野市
す。

4 番

富士測量不足

都計課長

富士測量の場合、再入札の計11の落札者が
あり、そのうち、予定価額は6.920万円と
なると、6.900万円と随意契約を交わし
た。富士測量とす。

4 番

当初予算は、5,000万円の設計料があり、
その場合、この富士測量は、何と云う
と、この予算に巻いた6,900万円

都計課長

9月定例会に追加費の120万円あり。

4 番

初めから岸地泊奥志興地域の一応測量して
下水道をつなぐ人だと言う間の議会の了承を
して設計料と解釈してあり、そのこと。

都計課長

は、そのこと。

4 番

どう言う場合は、これを受けて御説き及木
の場を富士測量に命じた人です。

都計課長

つらぎを命じたいのございようせん。請願の別個
のございようす。とりのぎは関係ありき。

4 番

が、い 今度の所題の地域をさそおうとさう課へ
す。

都計課長

今度は大瀬右の北側と奥志聖へす。

4 番

いし 議会の了承はすれへす。

都計課長

宇地泊、奥志聖へございようしんがすれへす。宇地泊
に旧河川の用地のございようす。この用地の現在
のプランニングの中を走つていりる関係は、バドの奥志
聖へす。不可能なんへす。すれへすありき。又
給排水管、新しく河川の開りかたへす。すれへす
替地へす。旧河川を各地主間の権利をわけて、
階地をさそいありきとさう関係へす。すれへす下水
道のバドを敷設するへす。不可能のへすへす。不可
不可能の状態を維持するへす。地域から相当
反響のありきへす。すれへす業者と協議のへすへす
又地元へ自治会へも相談のへす。すれへすへす
早急から上側へすへす。すれへす協議の
成るへす。現在維持のへす。

4 番

しかし、その意図を要する場合には議会の承諾を得て承認を得、一応はその地域がと言う風に予算はもらって、他の方の設計契約も完了してある人です。

都計課長

そうです。

4 番

言う風に勝手に当局が、変更や要するものがあることが、その大体の下水道計画用地と、言うものを折衝域には見られるのかどうか。永久にその地域のものは言うことは可能と「」認める。

都計課長

永久に出来る「」と言うことは「人」は「人」です。一応の問題を「」から解決して「」用地の問題を解決して「」進めたいという考えです。

4 番

議会の議決を経たものを勝手に言う風に変更と言うことは、X3という場合、当初予算も言う風に予算はもらって大雑な35年線から北は「」3。その自体も「」です。問題は「」設計の段階で「」の人が「」契約、契約の件数も。理情の「」例「」業者「」札

類を去すと思ひます。しかし単なる今度の協会の
 今の地域をやりなさいと言ふ凡そは、今の契約高の
 向事業をどう言ふか契約はあつてもその極端状
 態が非常に不利に對しては不利を考へて余地が
 認められ、契約はあつても自分の契約したものを
 事業をどう言ふか契約条約に言ふべき、契約は
 ありませぬ。その通り契約の形式はあつても、外
 へは人々へ言ふべきをやりなさいと言ふべきは、相
 手は承諾してあつても不利に言ふべきはあつた
 り。相手は不利に言ふ落札の不利に言ふべきは、それ
 だけの準備はあつた。不利に言ふべき程度の準備が
 ありませぬ。しかし途中から受入は不利に言ふべきは
 地域は悪化する、そのやりなさいと言ふべき協
 会に、不利に言ふべき事業の準備はあつた
 と言ひます。しかしその程度今の地域がどうい
 ふなら、当局自体も弱くあつた。例として500坪
 の工事をやりなさいと不利に言ひなさい。何故契
 約の落札通りと不利に破棄して新しくやりなさい
 と言ひなさい。相互に競争して、500坪、別の
 日頃の工事はあつた人だ。契約はあつた人だ
 が、500坪から400坪やりなさいと不利に
 と言ひなさいもあつた人だ。実際どういふ
 ところか、解りませぬ。業者は、その言ひ極端事情
 面は業主人の言ひなさい極端業者もあつた。その
 不利に契約はあつた人だ。不利に相手承諾は
 ありなさいと言ひ内容の問題です。